

薬生食監発 0515 第 2 号
令和 2 年 5 月 15 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

輸入ふぐの取扱いについて

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 11 条第 2 項の施行に伴い、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和元年厚生労働省令第 68 号。以下「改正省令」という。）が公布され、平成 30 年 6 月 28 日付け生食発 0628 第 1 号及び令和元年 11 月 7 日付け生食発 1107 第 3 号により、改正法及び改正省令の内容等について連絡しているところです。

法第 11 条第 2 項及び改正省令による改正後の食品衛生法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 23 号。以下「施行規則」という。）第 11 条の 2 第 2 項により、輸入されるふぐについては、輸出国の政府機関によって発行された証明書（以下「衛生証明書」という。）又はその写しを添付したものでなければ、これを販売の用に供するために輸入してはならないこととなりました。

当該規定については、食品衛生法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和元年政令第 121 号）により、本年 6 月 1 日に施行されることから、本年 6 月 1 日以降に輸入されるふぐの取扱いを下記のとおりとしますので、御了知の上、その運用に遺漏のないようお願いします。

記

1 輸入されるふぐの取扱い

輸入されるふぐについては、別添に示す「輸入ふぐ検査指針」により取り扱うこと。

2 その他

- (1) 別添「輸入ふぐ検査指針」に示す別紙様式の衛生証明書以外の国からのふぐの輸入届出がなされた場合には、貨物保留の上、生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じて当課まで連絡すること。
- (2) 検疫所においては、施行までの間、ふぐの輸入届出があった場合には、輸入者に対し、衛生証明書の添付が法令に基づく輸入要件となったことを周知するとともに、施行後は必要な事項が記載された衛生証明書を添付するよう指導すること。

3 通知の廃止

次の通知を廃止する。

- ・「輸入ふぐについて」（昭和 59 年 3 月 3 日付け環食第 48 号・環乳第 6 号）

別添

輸入ふぐ検査指針

1 基本的事項

- (1) 輸入を認めるふぐは、日本海、渤海、黄海及び東シナ海で漁獲されるクサフグ、コモンフグ、ヒガンフグ、ショウサイフグ、マフグ、メフグ、アカメフグ、トラフグ、カラス、シマフグ、ゴマフグ、カナフグ、シロサバフグ、クロサバフグ、ヨリトフグ、サンサイフグ、イシガキフグ、ハリセンボン、ヒトヅラハリセンボン、ネズミフグ、ハコフグとすること。
- (2) 輸入するふぐの形態は、種類の鑑別を容易にするため、処理を行わないもの又は単に内臓のみをすべて除去したものに限ること。
- (3) 輸入するふぐには輸出国の政府機関によって発行され、法第 11 条第 2 項及び施行規則第 11 条の 2 第 3 項に規定された事項が記載された別紙様式の衛生証明書が添付されているものであること。
- (4) 冷凍されたふぐにあつては、急速凍結法により凍結され、低温（－18℃以下）で保管されたものであること。

この場合、種類の鑑別を容易にするため、凍結は個体ごとに行うこととし、これが困難な場合にあつては、同一ふぐの背面及び腹面が確認できるよう一層の状態で凍結することが望ましいこと。

2 監視要領

(1) 書類審査

食品等輸入届書に添付された衛生証明書により、漁獲海域、種類等の確認をすること。

(2) 現場検査

食品等輸入届書に記載された貨物ごとに、次により検査すること。

ア 提出書類の記載内容を現物について十分確認すること。

イ ふぐの鑑別は、任意にいくつかのカートン（検体）を選び行うこととし、鑑別を行うカートン（検体）数は、過去の輸入における異種ふぐの混入状況等を踏まえて、魚種別、輸出国別に決定すること。

なお、サバフグ類、サンサイフグ等衛生証明書と異なるふぐが混入するおそれが多い輸入貨物については、あらかじめ輸入業者等関係者をして鑑別を行わせ異種ふぐを排除させた後検査を行うのが望ましいこと。

この場合、サバフグ類については、昭和 57 年 10 月 22 日環乳第 68 号「ドクサバフグについて」、サンサイフグについては昭和 58 年 12 月 2

日環乳第 60 号「サンサイフグの取扱いについて」を参考にドクサバフグ又はコモンドマシを確実に排除させること。

ウ 輸出国において内臓が除去されたふぐについては、内臓が適切に除去されていることを確認すること。

エ 前記以外にも食品衛生上必要な事項について検査すること。

(3) 措置

書類審査及び現場検査の結果、衛生証明書の添付されていないもの及び記載内容に不備があるもの並びに基本的事項の(1)又は(2)のいずれかに該当しないふぐが混入している輸入貨物（衛生証明書の記載と異なるふぐが混入しているものを含む。）については、積戻しその他所要の措置を講ずること。

3 その他

(1) 基本的事項の(1)以外のふぐに係る輸入の届出があった場合は、必要に応じあらかじめ生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じて食品監視安全課あて協議すること。

(2) 学名については、昭和 58 年 12 月 2 日環乳第 59 号「フグの衛生確保について」の別表 3 「フグの名称」を参考とされたいこと。

なお、カラスの学名は、中国では *Fugu Pseudommus* が用いられているので、注意すること。

(3) 東シナ海は東海ということもあること。

대한민국 해양수산부 국립수산물품질관리원

NATIONAL FISHERY PRODUCTS QUALITY MANAGEMENT SERVICE
of MINISTRY of OCEANS and FISHERIES
of REPUBLIC of KOREA

SANITARY(HEALTH) CERTIFICATE(위생증명서)

Serial No.(발행번호) :

Name and Address of Consignor :
(선적자 성명 및 주소)

Name and Address of Consignee :
(수하인 성명 및 주소)

Description of Goods :
(제품명)

Quantity and Weight Declared :
(신고수량 및 중량)

Harvest(Catch) District and Date :
(채포해역 및 일자)

Name, Address and Approval No.
of the Establishment :
(처리·가공시설 및 소재지)

This is to certify that(이 증명서는 다음 사항을 증명한다) :

1. The above fishery products come from the establishment approved by National Fishery Products Quality Management Service.
[상기의 수산물은 국립수산물품질관리원에 등록된 가공공장에서 생산되었음]
2. The products were produced, packed, stored and transported under sanitary condition, which were under the supervision of National Fishery Products Quality Management Service.
[본 제품은 국립수산물품질관리원의 관리하에 위생적인 조건에서 생산·포장·저장 및 운송되었음]
3. The products were inspected by National Fishery Products Quality Management Service and the laws and regulations of Korea have been deemed to be equivalent to the food sanitation law and the relevant regulations of Japan.
[본 제품은 국립수산물품질관리원이 검사하였으며, 한국의 규정은 일본과 동등함]
4. The products are not what described in Article 6 of Food Sanitation Act of Japan.
[본 제품은 일본의 식품위생법 제6조에 해당되지 않음을 보증함]

Date of Issue(발행일자) :

Stamp :

SIGNATURE _____

Director of oo Regional Office
NATIONAL FISHERY PRODUCTS
QUALITY MANAGEMENT SERVICE